

第1章 最近の政治展開

著者	桐生 稔
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研トピックリポート
シリーズ番号	13
雑誌名	ミャンマーPARTII：文民体制へのソフトランディン グ?
ページ	1-12
発行年	1995
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00009731

第1章 最近の政治展開

1995年7月に民主化運動指導者アウンサン・スーチー女史が6年間の自宅軟禁を解除されたことにより、軍政に対する国際非難は大幅に緩和された。しかし、同女史が解放されたことにより、民主化勢力のエネルギーが回復され、同勢力の動きによっては、新たな展開も予想され、政治的にまだ先行きの不透明感は払拭されない。

95年後半を中心としたミャンマーの政治的動きを整理し、将来を展望する。

1. スーチー女史と民主化勢力の動き

軟禁解除後のスーチー女史は、軍政との直接対決を避け、「長期的視野に立っての民主化運動をめざす」としていた。そして、同女史は、NLD（国民民主連盟）の組織建て直しを進める傍ら、毎週末の自宅前集会で、国民及び国際社会に対するメッセージを送り続けている。NLDの組織建て直しについては、自宅で頻繁に“中央委員会”を開き、10月には、スーチー女史の書記長復帰(注1)が決定された。しかし、軍政はこれを認めないと表明している。同女史は、NLDの組織建て直しに際し、95年3月に釈放されたTin Oo副議長(注2)およびKyī Maung(注3)中執委と協議を重ね、とりわけ若年層への働きかけを強化している。これは、90年の総選挙後に、軍政による弾圧で、それまでNLDの実働隊であった学生グループの大半が地下に潜ったり、国外に脱出したため、国内には、若年層の支持組織はほぼ壊滅状態になっていた。

そして、女史やTin Oo、Kyī Maungなどが身柄を拘束されていた間、Aung Shwe議長を中心とするNLDの穏健派が党務を行い、軍政とはきわめて妥協的な路線を選び、制憲国民会議にも出席していた。同女史解放後、こうした穏健派との間で、今後の運動方針についてかなり、厳しい議論が交わされたといわ

れている。

同女史は、当初、軍政を刺激するような言動を極力避けてきた。週末に行われる自宅前集会では、少なくとも9月末頃までは、教育や人々の生活などについて、きわめてソフトムードのテーマを淡々と語りかけることに終始して、直接軍政を非難するようなことはしなかった。またこの期間は雨期でもあったため、集会に参加する人数も5～600人程度でしかなかった。

しかし、雨期が明けた10月に入って、人数は徐々に増え続け、自宅前の大学通りは、しばしば交通がストップする事態も起こった。数千人の群衆を前にして、自信を深めたのか同女史は、次第に軍政を非難するような演説を行うようになった。とくに11月に入ってからは、再開が間近になってきた制憲国民会議について、軍政を牽制すべく「民主的なルールで進めるべき」との内容の演説をするようになった。11月中旬には、自宅前集会のため交通規制をおこなっていた警察官がNLD党員を公務執行妨害で逮捕した。同女史とNLDが軍政との対決姿勢を強めることが懸念された。

2. 制憲国民会議の行方

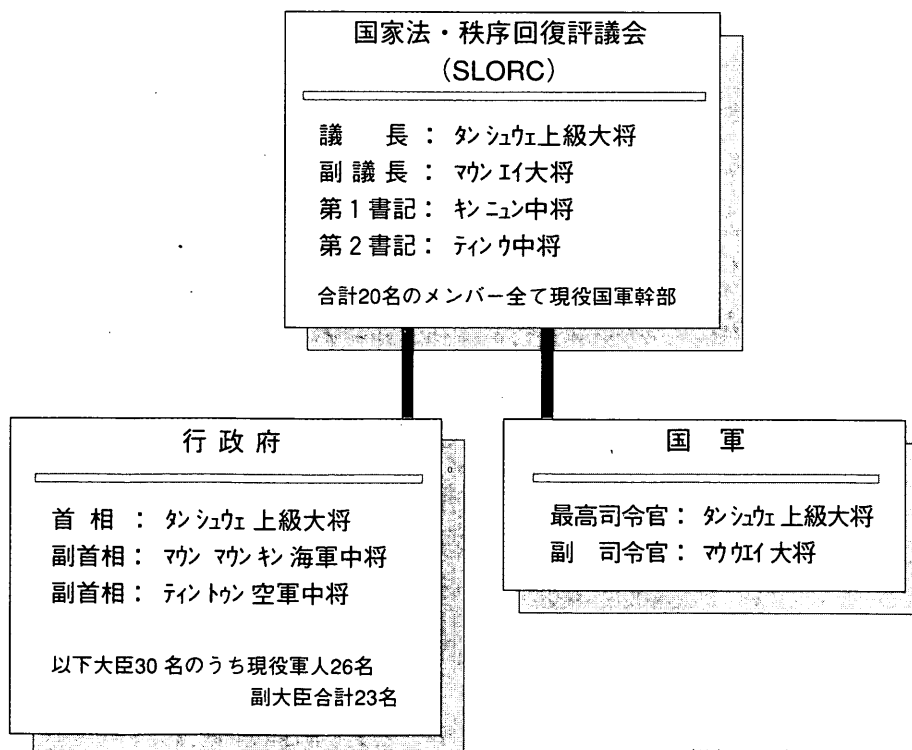
11月28日から再開された憲法制定のための国民会議は、軍政にとっては、そのシナリオに基づく文民体制づくりにおいて、きわめて重要な会議と位置づけられている。16の少数民族武装集団のうちすでに15のグループとの和平が成立し、残っているKNU（カレン民族連合）も、交渉に応ずることを決定し、国民会議開催中にも和平交渉がスタートする運びとなっている。

こうしたなかでNLDは第1日目の開会式には、代議員は出席したが、2日目には、スーチー女史が記者会見で、当会議をボイコットすることを正式に表明した。女史はその理由を「開会式での軍政側の所信表明に、民主的なルールでの会議進行が望めないと判断したため」としている。NLDの国民会議ボイコットは、軍政にとっては、きわめて厄介な問題を引き起こされたことになる。軍政としては、ようやく全民族が参加可能となり、いわば国民的合意に基づいた制憲作業と主張できる状態になった時点でのNLDのボイコットである。NLD抜きでの制憲作業は、国民だけでなく国際世論からもその正当性を問われることになるからだ。

スーチー女史にとってこのボイコットは、解放後最初の軍政に対する直接行動となったが、同女史としても、「国民会議を否定するものではない。それ以前に軍政との直接対話を望む」として、ボイコットを直接対話実現のための手段として使ったといえる。

しかし、軍政側は、11月30日、同会議代議員としてあった86人のNLD党員の代議員資格を抹消して、直接対話に応ずる様子はない。NLD内部にも、このボイコットをめぐってかなり議論があったと云われ、軍政側の強硬姿勢が崩れない場合内部分裂もあり得るとの見方もある。それは、ボイコットの背景に、ひとつは、NLD内部に軍政への妥協を容認する空気があり、これを諫めるためにとった措置であること、また、好調な経済を背景に、しかも少数民族との合意が成立しつつ、軍政側の論理による民政体制確立が現実化している状況に、NLDが危機感と焦燥感を持ち始めていたことも考えられるからだ。

図1-1 軍政下の政治機構



3. 今後の展開

NLDが制憲国民会議をボイコットしたことで、軍政と民主化勢力との緊張関係が強まることは確実である。今後どのような展開になるのか、その判断をする際のポイントは以下のようなものである。

第1に、11月末現在の段階では、軍政は、NLD側の主張、すなわち直接対話に応ずる構えはなく、制憲国民会議はNLD抜きで続行している。しかし、軍政としては、何としても、憲法は全国民、全民族の代表が参加して審議したものとして、制定したいと考えており、NLD不参加という形は取りたくない。ある時期、スーチー女史との対話に応ずる可能性は残されているだろう。

第2に、好調な経済発展の背景には、とりわけ対外開放の進展は、軍政による文民体制確立への努力や政治的柔軟性に対する諸外国の評価があった。とくにスーチー女史解放は、それまで軍政に批判的であった日本・西欧先進国に好印象を与え、軍政が”文民体制”へソフト・ランディングする可能性が強まったとの印象を与えた。せっかく得られ始めたそうした評価を無にする訳にはいかない。そのためにも、NLDに対する強圧的態度はとりにくいはずである。

第3に、NLD内部にも、ひとまず軍政シナリオを容認し、いつときも早い文民体制確立を急ぐべきとの主張も少なくない。また一方では、軍政主導の”民主主義”を否定し、普遍的な民主主義を勝ちとるまで、すなわちそれは90年選挙の結果を受け入れ、NLDに政権委譲すべきとする意見も依然として根強い。いわばスーチー女史はこうした”妥協派”と”強硬派”との間にあるといってもよいだろう。それは制憲議会をボイコットしたときの彼女の表明に表れている。すなわち、彼女はボイコットはしても制憲議会を否定するものではないと述べ、直接対話を望んでいるとしていることは、いわば両者の妥協的集約意見のように受け取れるからだ。

第4に、このまま軍政がNLDを無視して制憲議会を強行しても、NLDとしては少なくとも国内で有効な対抗手段を持ってないことである。街頭行動を含む軍政との直接対決をするためには、広範な国民のエネルギーを必要とする。しかし、軍政による7年間の政治支配によって、かつての民主化運動のリーダーのほとんどは力を失い、国民の政治関心を奪った。また市場経済化と対外開放の進展は、一方では、物価上昇や所得格差の拡大を生んでいるが、それ以上に、

就業機会を拡大させ、所得機会を増出し、人々の経済的指向を強める効果をもたらしている。このことが軍政への評価に直接繋がるものではないにしても、88年時のような国民的な反政府運動に発展する要因となる可能性は大きくない。

以上のようなことを考慮すると、軍政にとっては確かに厄介な問題であるが、一方、NLDにとっても、この先の展開に決め手を欠いている。いわば暫く”両すくみ”の状態が続くことになるだろう。NLDとしては、この措置は、国内向けといより、いわば国際世論へのメッセージであり、その意味では、ODAの一部再開を決めた日本政府への警鐘でもあるかもしれない。本稿は11月末現在の段階でまとめたものであり、その後の展開によっては、また違った見方もできるかもしれないことを断っておく。

(注1) 89年7月に自宅軟禁された後、NLD中央委はスーチー女史の書記長解任を決定していた。

(注2) Tin Oo 元大将、1975年に当時のネーウィン大統領暗殺未遂事件に関与したとして、逮捕された。元国軍司令官。

(注3) Kyi Maung 元大佐

表1-1 軍政と和平協定を締結した反政府武装組織

1.	ミャンマー民族民主同盟 (MNDA) (コーカン族)	1989年 3月31日
2.	ミャンマー民族団結党 (MNSP) (ワー族)	1989年 9月 9日
3.	国民民主同盟軍、軍事地方行政委員会 (NDAA)	1989年 6月30日
4.	シャン州立軍 (SSA)	1989年 9月24日
5.	新民主主義軍 (NDA) (カチン族)	1989年12月15日
6.	カチン防衛軍 (KDA)	1991年 1月11日
7.	パラウン州解放党 (PSLP)	1991年 4月21日
8.	バオ民族機構 (PNO)	1991年12月18日
9.	カヤン民族防衛軍 (KNG)	1991年 2月27日
10.	カチン独立軍 (KIA)、カチン独立機構 (KIO)	1993年10月 2日
11.	カヤン民族人民解放戦線 (KNPLF)	1994年 5月 9日
12.	カヤン新領土党 (KNLP)	1994年 7月26日
13.	新モン州党 (NMSP) Nai Aung Thein派	1994年 8月24日
	NAI Saik Taw派	1994年 8月30日
	Nai Talaboon派	1994年 9月 4日
14.	シャン州民族人民解放機構	1994年10月10日
15.	カレンニー民族進歩党 (KNPP)	1995年 6月
16.	カレン民族連合 (KNU)	1995年8月交渉に応ずる旨 通告。12月に交渉開始予定

この他に麻薬軍団のクンサー軍、ロヒンジャ連帯機構 (RSO) については、軍政は政治的組織と認めていない。

表1-2 ミャンマー基礎資料

正式国名	ミャンマー連邦 (The Union of Myanmar)
面積	67.7万平方キロメートル (日本の約1.8倍)
人口	4392万人 (1994年央、人口増加率1.87%)
民族	ミャンマー族 67.3%、カレン族 9.8%、シャン族 8.2%、他にカチン族、アラカン族、チン族、モン族など少数民族は135種族
首都・主要都市	ヤンゴン (首都:人口360万人、93年推計) マンダレー (最後の王都:人口78万人、93年推計) モウラマイン (南部の中心地、米積出港、人口23万人) パティン (デルタ地帯の中心地、人口18万人) パゴー (ヤンゴン近郊古都、人口16万人) この他ピイエ、マグウェ、トウンゲー、タウンジー等
言語	ミャンマー語が公用語、英語は広範に通用する。 他にヒンディー語、中国語。
宗教	小乗仏教 (南方上座部仏教) 88.1%、他にイスラーム教 ヒンドゥ教、ナット信仰 (ミャンマー族による英雄信仰)
教育	半義務教育制 (小学5年までの就学率91%)、大学進学率14%

表1-3 軍政の歩み 1988 - 1995年

1988年	9月	S L O R C樹立 (ソウマウン議長)
1989年	7月	アウンサン・スーチー女史を自宅軟禁
1990年	5月	複数政党制による総選挙実施 NLDが80%の議席を獲得
	7月	軍政、政党指導者に対し政権移譲に応じないことを表明
	9月	軍政による政党指導者への弾圧開始
1991年	10月	スーチー女史にノーベル平和賞
1992年	4月	ソウマウン議長辞任、タンシュウエ議長就任
	6月	制憲国民会議準備会議開会
	9月	戒厳令、夜間外出禁止令全面解除
1993年	1月	制憲国民会議開会
	10月～	カチン族反乱軍 (K I A) などとの和平交渉成立 1994年10月までに15の少数民族反政府組織のうち13の組織と和平が成立 残るはカレン族 (K N U)、モン族 (M P P) の2組織
1994年	7月	A S E A N拡大外相会議に招待
	9月	軍政とスーチー女史第1回会談
	10月	軍政とスーチー女史第2回会談
	11月	アメリカ国務省ハバード次官補代理来訪
	12月	李鵬中国首相来訪
1995年	1月	K N U仏教徒派が本部を攻略、マナプラウ基地陥落
	3月	NLDリーダー、ティンウー元大将、チーマウン元大佐が釈放
	5月	タンシュウエ議長、インドネシアを公式訪問
	7月	スーチー女史自宅軟禁解除 A S E A N外相会議に招待
	8月	K N U (カレン民族連合) との和平交渉開始に合意
	10月	スーチー女史、NLD書記長に復帰 憲法制定国民会議11月に延期
	11月	28日：制憲国民会議再開 29日：NLD制憲国民会議ボイコット決定

表 1 - 4 経済政策の推移 1988 - 1995 年

1988年	10月	・民間貿易の自由化
	11月	・「外国投資法」制定 ・投資委員会 (Myanmar Investment Commission) 設立
	12月	・隣接国との国境貿易の合法化
1989年	3月	・「社会主義経済政策」の放棄を発表 ・国営企業の独占を禁止する「国営企業法」公布
	9月	・投資商業銀行 (Myanmar Investment and Commercial Bank) 設立
1990年	1月	・ミャンマー商工会議所再開
	3月	・商業税法の公布
	6月	・観光法公布
	7月	・中央銀行法、金融機関法、農業・地方開発銀行法の公布
	11月	・民間企業法の公布
1991年	10月	・家内工業振興法の公布
1992年	3月	・関税率法の公布 ・1992/93 年を「経済の年」と宣言
	5月	・外貨送金の自由化
	6月	・預金銀行法の公布
	9月	・純民間銀行第1号 (Yadanabon Bank) 開業
	12月	・協同組合法公布
1993年	2月	・外貨証券 (F E C) 発行 ・計画・財務省の改編
	3月	・93/94 年を「全面開発の年」と宣言
	4月	・開発委員会法公布
	7月	・保険法公布
	10月	・新観光法公布
	12月	・中期国債の発行
1994年	3月	・ミャンマー市民投資法公布
	10月	・国営企業の民営化方針発表 ・1996 年を「観光の年」と宣言
1995年	1月	・国営企業民営化委員会発足
	6月	・民間外資の投資件数 137 となる
	7月	・A S E A N 拡大外相会議に参加
	9月	・民間外資の投資件数160となる
	10月	・Maung Aye 副議長訪日

表1-5 セクター別海外投資実績 (1995年10月31日現在)

	許可企業		現存企業		既撤退企業	
	件数	許可額(百万US\$)	件数	許可額(百万US\$)	件数	許可額(百万US\$)
農業	1	2.69	1	2.69	—	
漁業	15	252.04	13	249.02	2	2.86
鉱業	25	192.51	18	41.77	7	18.09
製造業	52	180.16	48	141.17	4	0.82
石油・ガス	24	1,435.42	14	1,368.99	10	311.46
運輸	6	114.21	5	114.21	—	
ホテル・観光	32	604.88	29	524.48	3	—
不動産	5	224.45	5	224.45		
合計	160	3,006.36	132	2,666.78	26	333.23

表1-6 国別海外投資実績 (1995年10月31日現在)

	認可企業		現存企業		既撤退企業	
	件数	許可額 (百万US\$)	件数	許可額 (百万US\$)	件数	許可額 (百万US\$)
オーストラリア	6	30.00	5	4.80	1	31.18
バングラデシュ	2	2.96	1	0.10	1	2.86
中国	5	5.65	5	5.65		—
フランス	1	465.00	1	499.92		—
香港	17	64.44	13	41.04	4	—
日本	6	106.86	5	66.86	1	62.26
韓国	9	60.59	9	91.19		—
マカオ	1	2.40	4	2.40		—
マレーシア	9	227.27	9	227.27		—
オランダ	2	83.00	1	3.00	1	93.66
フィリピン	1	6.67	1	6.67		—
シンガポール	33	548.32	31	528.16	2	—
スリランカ	1	1.00	1	1.00		—
タイ	29	421.12	20	265.88	8	18.91
英国	17	643.47	15	641.92	1	18.26
米国	14	241.07	9	277.88	5	74.56
カナダ	6	25.04	5	3.04	1	31.54
オーストリア	1	71.50			1	
合計	160	3,006.36	134	2,666.78	26	333.23

表 1 - 7 国営企業一覧 (国営銀行を除く)**農林業**

1. Myanmar Agriculture Services
2. Myanmar Timber Enterprise
3. Myanmar Farms Enterprises

水産・畜産

4. Livestock, Foodstuff & Milk Product Enterprise
5. Myanmar Fisheries Enterprise
6. Myanmar Pearl Enterprises
7. Myanmar Salt & Marine Chemical Enterprises

鉱業

8. Myanmar Gems Enterprises
9. Myanmar Oil & Gas Enterprises
10. No. 1 Mining Enterprises
11. No. 2 Mining Enterprises
12. No. 3 Mining Enterprises

製造業

13. Myanmar Petroleum Products Enterprises
14. Myanmar Ceramic Industries
15. Myanmar Foodstuff Industries
16. Myanmar General Industries
17. Myanmar Heavy Industries
18. Myanmar Jute Industries
19. Myanmar Metal Industries
20. Myanmar Paper & Chemical Industries
21. Myanmar Petrochemical Enterprise
22. Myanmar Pharmaceutical Industries
23. Myanmar Shipyards
24. Myanmar Textile Industries

商業・サービス

25. Construction & Electrical Stores Trading
 26. General Merchandise Trading
 27. Medicine & Medical Equipment Trading
 28. Myanmar Export & Import Services
 29. Myanmar Agricultural Produce Trading
 30. Myanmar Department Stores
 31. Inspection & Agency Services
 32. Motion Picture Enterprises
 33. Myanmar Hotels & Tourism Services
 34. Myanmar Insurance
-

- 35. News & Periodicals Enterprises
- 36. Printing & Publishing Enterprises
- 37. Restaurant Beverage Enterprises
- 38. Stationery, Printing & Photographic Stores
- 39. Technical Services
- 40. Vehicles, Machinery & Equipment Trading

社会資本

- 41. Inland Water Transport
- 42. Myanmar Airways
- 43. Myanmar Electric Power Enterprises
- 44. Myanmar Five Star Line
- 45. Myanmar Port Authority
- 46. Myanmar Posts & Telecommunications
- 47. Myanmar Railways
- 48. Public Works
- 49. Road Transport

注) 1995年9月現在の名称

表1-8 金融機関リスト (1995年9月現在)

1. 国営銀行

- ミャンマー中央銀行 (Central Bank of Myanmar)
- ミャンマー農業農村開発銀行 (Myanmar Agricultural & Rural Development Bank)
- ミャンマー経済銀行 (Myanmar Economic Bank)
- ミャンマー貿易銀行 (Myanmar Foreign Trade Bank)
- ミャンマー投資商業銀行 (Myanmar Investment and Commercial Bank)

2. 民間銀行

- Asia Yangon International Bank Ltd.
- Co-operative Bank Ltd.
- First Private Bank Ltd.
- Kanbawza Bank Ltd.
- Myanmar Citizen Bank Ltd.
- Myanmar May Flower Bank Ltd.
- Myanmar Oriental Bank Ltd.
- Myanmar Universal Bank Ltd.
- Myawaddy Bank Ltd.
- Prime Commercial Bank Ltd.

Tun Foundation Bank Ltd.
Yadanabon Bank Ltd.
Yangon City Bank Ltd.
Yoma Bank Ltd.

3. 外資系銀行事務所

東京銀行(Bank of Tokyo)
Bank of Ayudhya Public Co., Ltd.
Banque Indosuez (フランス)
Hong Kong & Shanghai Banking Corporation (香港)
Keppel Bank (Singapore)
Malaysian Banking Ltd. (May Bank) (マレーシア)
Overseas Chinese Banking Corporation(OCBC) (シンガポール)
Thai Farmers Bank Ltd. (タイ)
Thai Military Bank Public Co., Ltd. (タイ)
The Development Bank of Singapore (DBS) (シンガポール)
United Overseas Bank (シンガポール)
Siam City Bank Ltd. (タイ)
Bangkok Bank Public Company Ltd. (タイ)
Krung Thai Bank Public Company Ltd. (タイ)
Overseas Union Bank Ltd. (シンガポール)
Public Bank Berhad, Malaysia (マレーシア)
Bank of Commerce(M) Berhad, Kuala Lumpur, Malaysia (マレーシア)
Panin Bank International Inc., Nauru (インドネシア)
Banque Nationale de Paris (フランス)
Banque Francaise du Commerce Exterieur (フランス)
Grobal Commercial Bank, Phnom Penh (カンボジア)
Arab, Bangladesh Bank Ltd. (バングラデシュ)
Standard Chartered Bank (UK) (イギリス)
ABN AMRO BANK NV. (オランダ)
Bank of Nova Scotia (カナダ)

(出所) 中央銀行
